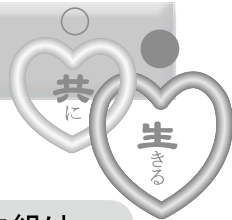


対等な立場で協力する「協働のまちづくり」



協働とはなんだろう？

みなさんは「協働」という言葉を聞いたことがあると思います。最近では、広く日常的に使われるようになりましたが、本来どのような意味をもつのでしょうか。

本市では、「竹原市協働のまちづくり推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、その中で『協働』とは、住民や市民活動団体と行政がパートナーシップを築きながら、共通の目的のためにそれぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗を出し合いながら力を合わせて活動すること」と定め、協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの原則があります。

- ①「**対等の原則**」お互いが対等な立場で合意形成し、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たすこと
- ②「**自主性尊重の原則**」お互いの自主性を尊重し、自立した存在として協力すること
- ③「**相互理解の原則**」お互いの特性を理解し合い、尊重し、協力すること
- ④「**目的共有の原則**」お互いに目的を達成しようという気持ちを共有し合意形成を図りながら取り組むこと
- ⑤「**透明性の原則**」公平・公正であると同時に透明性を確保し、積極的に情報公開を行うこと

これらの5原則を踏まえ、みんなが対等であるということを前提として、一人ひとりの特性や個性を、お互いに理解し尊重しながら、目的を共有して物事を決めて実行することが大切です。

なぜ、協働のまちづくりが必要なの？

協働のまちづくりが求められるようになった背景には、ライフスタイルや価値観の多様化により行政だけでは多様なニーズに対応することが難しくなってきたこと、少子高齢化や環境問題など喫緊の課題への対応、住民自らが地域のまちづくりに参加する意識の高まりなどがあります。

竹原市の協働のまちづくりの取組は

本市では、「プラン」の方針の一つとして「新たな地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、住民自治組織（自治会などの地縁団体が連携・協力するネットワーク組織）の活動支援を行っています。

現在、市内15地区で地域の課題解決や将来像の実現に向け、住民と行政がいっしょになりまちづくりに取り組んでいます。

安心して暮らせるまちづくりに向けて

地域のことを一番よく知っているのは、住民のみなさんです。

人にはそれぞれに個性があり、得意分野や不得意分野があります。

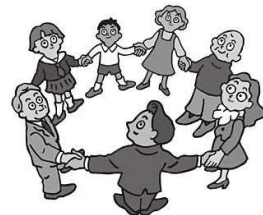
まちづくりは、特定の人に取り組むものではなく、地域に住むみなさんが共に知恵と汗を出し合いながらまちづくりに取り組むことが安心して暮らせるまちづくりにつながります。

住民のみなさんがお互いに理解し、役割分担をしながら協働によるまちづくりを進め、安心して暮らせる住みよい地域をつくりましょう。

問い合わせ

地域づくり課協働推進係

☎ 22-7757



人権相談を実施します

差別、いじめ、いやがらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 1月19日（水） 9時から12時

場所 人権センター 1階会議室

問い合わせ

東広島竹原人権擁護委員協議会

082-423-7752

